

一般事業主行動計画

一般事業主行動計画とは

「次世代育成支援対策推進法」に基づき、従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、目標を達成するための対策の内容と実施時期を具体的に盛り込み策定する計画です。

計画期間

2021年4月1日 ～ 2022年3月31日

行動計画

1 雇用環境の整備に関する事項

- (1) 妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活の両立等を支援するための雇用環境の整備

- ・妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知

や情報提供及び相談体制の整備の実施

- ・三歳以上の子を養育する労働者に対する短時間勤務制度

- ・育児・介護休業法に基づく育児休暇等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働

基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

- ・年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

- ・在宅勤務やテレワーク等の場所にとらわれない働き方の導入

2 1以外の次世代育成支援対策に関する事項

- ・若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を

通じた雇入れ、適正な募集・採用機会の確保その他の雇用管理の改善又は職業訓

練の推進